

第2期山都町

子ども・子育て支援事業計画



2020-2024
令和 2-6 年度
概要版

熊本県山都町

1

計画の概要



計画策定の背景

- わが国では、近年、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも影響を与えています。
- 国においては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月スタートさせました。
- 近年においても、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、令和元年10月からは、「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。
- 本町では、今般、第1期山都町子ども・子育て支援事業計画が令和元年度末で終了することから、計画の見直しが必要になりました。

計画の位置づけ

- 「山都町総合計画」の分野別計画
- 「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画を包括
- 「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画を包括

計画の期間

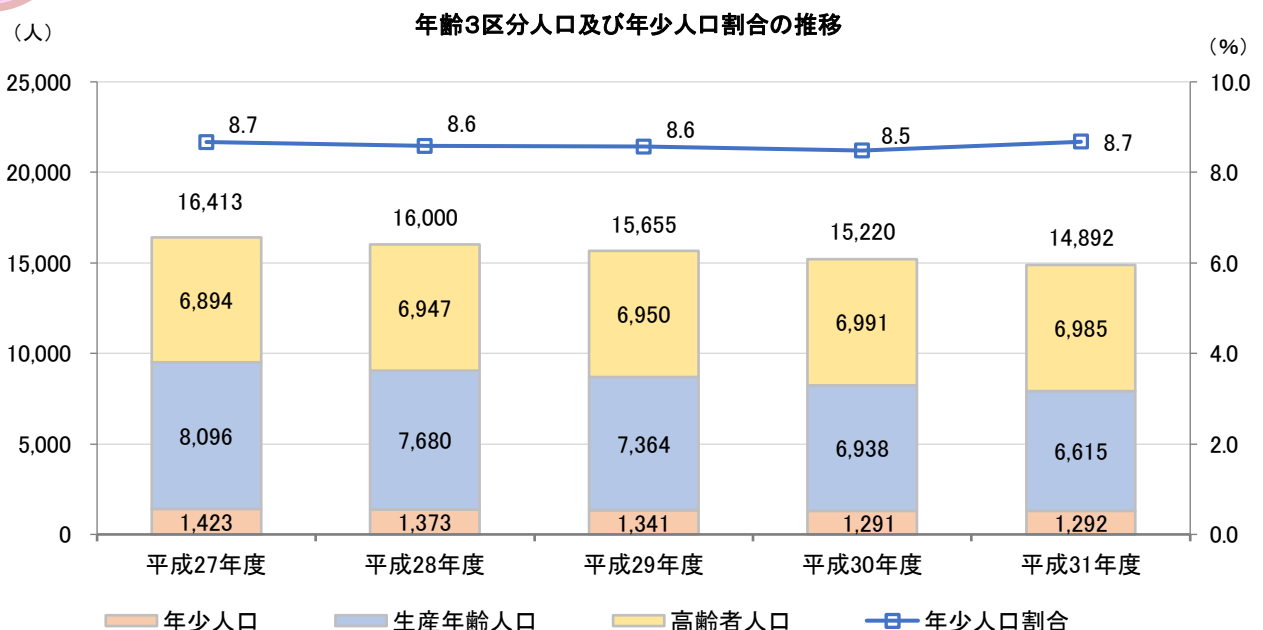
- 令和2年度から令和6年度までの5箇年

計画の対象

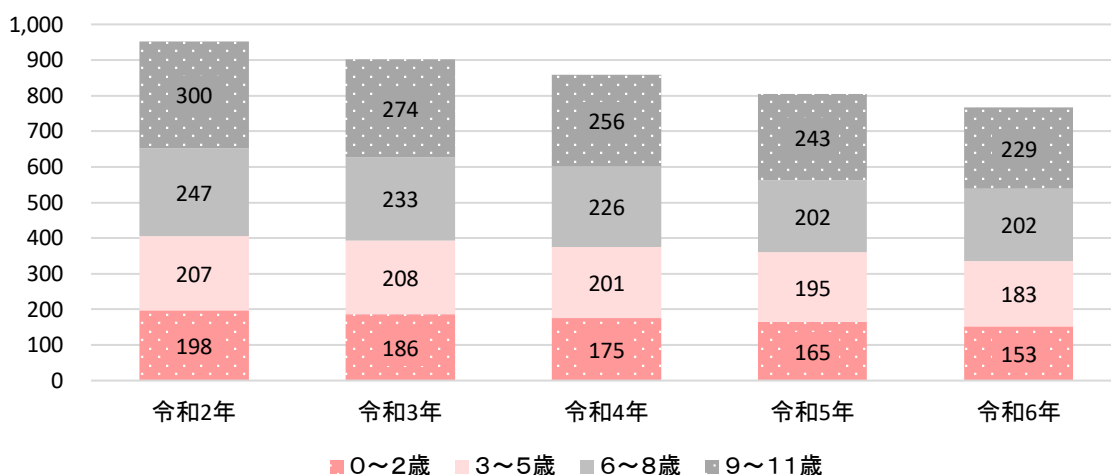
- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭

2

山都町の子ども・子育てを取り巻く状況



子どもの人口推計



3

取り組むべき課題

課題① 妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援

地域レベルでの結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことは重要であることから、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携が必要です。

課題② 子どもの居場所づくり

アンケート結果等から、子どもが安心して、まち全体で遊び、暮らし、学ぶことができる「子どもの育ちを支えるまちづくり」が求められています。なお、子どもの居場所とは、子どもが子どもらしくいられる場所を意味します。

地域全体、まちそのものが「子どもの居場所」であることが大切です。したがって、地域コミュニティや民間活動団体等の地域資源と協働し、自然体験や生活体験活動も含めた子どもの居場所づくりが必要です。

課題③ 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児に対する施策の充実



基本理念『豊かな自然 豊かな感性 地域の絆で子どもの夢ふくらむまち 山都町』

基本的視点

- その1 子どもの育ち・子育てをめぐる環境の視点
- その2 子どもの育ちに関する視点
- その3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の視点
- その4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割の視点

基本目標

基本目標 1
【子ども個人への支援】
子どもの一人一人の成長について、健やかに育つ環境の整備

基本目標 2
【子育て家族への支援】
子どもを安心して産み育てられる環境の整備

基本目標 3
【地域で支えあう環境支援】
子育て家庭を地域のみんなで支え合う環境の整備

基本計画 9つの柱

柱1：地域における子育ての支援

柱2：子どもと家族の健康の確保及び増進

柱3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

柱4：子育てを支援する生活環境の整備

柱5：仕事と生活の調和の推進

柱6：子ども等の安全の確保

柱7：要保護児童への対応などキメ細かな取組

柱8：矢部高校の魅力化

柱9：本町において若い世代が安心して就職できる職場の創出



子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき策定されたものであり、平成27年4月から施行されました。

新制度の内容

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - 市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
 - 新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
 - 身近な地域での保育機能を確保します。
 - 地域の多様な保育ニーズに対応します。
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実
 - 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。



子ども・子育て支援給付

施設型給付費

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付費

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅などにおいて保育を行います。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅において保育を行います)
- 事業所内保育
(事業所内の施設などにおいて保育を行います)

施設等利用給付費

- 幼稚園(未移行)
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から中学校修了前の児童を養育している保護者などに手当を支給します。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 一時預かり事業
- ⑧ 地域子育て支援拠点事業
- ⑨ 病児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業



子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆ 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	



1号認定+2号認定(教育二一ズ)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	2	2	2	2	2
②確保方策(利用定員数)【人】	10	10	10	10	10
③過不足(②-①)【人】	8	8	8	8	8

2号認定(保育二一ズ)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	205	206	199	193	181
②確保方策(利用定員数)【人】	239	239	239	239	239
③過不足(②-①)【人】	34	33	40	46	58

3号認定(0歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	44	42	39	37	33
②確保方策(利用定員数)【人】	51	51	51	51	51
③過不足(②-①)【人】	7	9	12	14	18

3号認定(1-2歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	136	127	120	113	106
②確保方策(利用定員数)【人】	120	120	120	120	120
③過不足(②-①)【人】	-16	-7	0	7	14

利用者支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(箇所)	地域子育て支援拠点事業及び保健師による事業推進にて対応				
地域子育て支援拠点事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人)	199	187	176	166	154
施設数(箇所)	1	1	1	1	1
妊婦健康診査	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	100	99	98	97	96
乳児家庭全戸訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人)	62	59	56	52	47
子育て短期支援事業(ショートステイ)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	子育て世代包括支援センターの設置を庁内で協議する上で検討				
確保方策(箇所)					
子育て援助活動支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	3	3	3	2	2
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
一時預かり事業【幼稚園等】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	現在、本町では幼稚園がないため、状況に応じて検討				
施設数(箇所)					
一時預かり事業【保育所等】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	1,101	1,071	1,022	979	913
施設数(箇所)	10	10	10	10	10
延長保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人)	176	170	164	156	146
施設数(箇所)	10	10	10	10	10
病児保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	309	301	287	275	256
施設数(箇所)	1	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	229	213	203	187	183
施設数(箇所)	7	7	7	7	7
養育支援訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人)	2	2	2	2	2

※実費徴収に係る補足給付を行う事業及び多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は未掲載



第2期山都町子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年3月

編集・発行 山 都 町 (福祉課)

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町6番地

TEL 0967-72-1111
